



ご存じですか ひとり親家庭支援制度



ひとり親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひ、ご活用ください。

①～③は、18歳に達した年度の末日（障がいがある場合は20歳未満）までの児童がいるひとり親家庭等が対象で、所得や世帯状況により制限があります。④～⑨は、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等が対象で、事前相談が必要です。各制度の対象等詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

1 ひとり親家庭等医療費助成



医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

2 児童育成手当



■**手当額**児童1人につき、月額13,500円（児童に障がいがある場合は加算あり）

3 児童扶養手当



■**手当額**月額45,500円～10,740円（児童2人目から1人につき10,750円～5,380円を加算）

4 ひとり親家庭ホームヘルプサービス



疾病、残業、学校等の公的行事への参加等でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。（要件あり）

- 援助内容**子どもの世話、食事の世話など
- 所得**により費用の負担が必要な場合があります

5 母子及び父子福祉資金



生活の安定を図るための貸し付け制度です。

- 貸付金の種類**修学資金、就学支度資金、就業資金、就職支度資金、住宅資金など
- 償還方法・期間**貸付金の種類により異なります

6 母子・父子自立支援プログラム

ひとり親家庭の親、お子さんがいて離婚を考えている方を対象に就労・転職・資格取得などに関する相談を通じて、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、今後の生活に向けてサポートしていきます。

7 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金



▷母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのために指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講費の一部を補助します。母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方などが対象となります。（その他要件あり）

▷母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するための養成機関での一定の受講期間、生活費の負担軽減のため支給します。児童扶養手当を受給している方などが対象となります。（その他要件あり）

▷ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（親と子が対象）

親および子が安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方で、高等学校を卒業していない方などが対象となります。（その他要件あり）

8 ひとり親家庭等支援

ひとり親家庭やお子さんがいて離婚を考えている方の生活・経済上の問題などに母子・父子自立支援員が相談に応じます。
※3月10日(月)、12日(水)、14日(金)に夜間臨時相談窓口を開設する予定です。詳細は市報2月15日号でお知らせします

9 養育費確保支援事業補助金



養育費の取り決めを行うにあたり、公正証書等作成経費および保証会社との養育費保証契約締結経費に対して、それぞれ50,000円を上限に補助します。

問い合わせ

- ①～③=子育て支援課手当助成係 (☎042-387-9839)
- ④～⑨=子育て支援課子育て支援係 (☎042-387-9836)